

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次の表のように改正し、小児慢性特定疾病対策費補助金に係る処分制限期間については、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

令和六年六月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前				
別表					別表				
補助金等の 名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間	補助金等の 名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
(略)	(略)				(略)	(略)			
難病等情報 提供事業費 補助金					難病等情報 提供事業費 補助金				
小児慢性特 定疾病対策 費補助金					(新設)				
(略)					(略)				